

本事業及び本対象技術分野に関する要望・意見について
「小規模事業場向け有機性排水処理技術分野（小規模事業場向け有機性排水処理技術）
拡大ワーキンググループ会合の開催及び意見の募集」、より

1. 本事業及び本対象技術分野に関する要望・意見の募集方法について

- 広く事業に関する意見を集め、より効果的な制度の構築に向けた検討を行うことを目的として、拡大ワーキンググループの開催に合わせて、環境省ホームページにおいて意見募集を実施した（平成23年11月14日（月）～12月9日（金））。その結果、6件の意見があった

・実証機関	2件
・技術の製造・販売者（メーカー）	2件
・技術の使用者（ユーザー）	1件
・その他	1件

2. 意見募集結果の概要

（1）対象技術及び事業の運用についての要望・意見

○対象技術への要望・意見

・ 実証対象技術の範囲について

実証試験要領の「日排水量50m³未満を想定」という条件を見直し、「施設全体の排水量が50m³/日以上であっても、その一部の排水を処理することにより施設全体に有効な結果を及ぼす技術であれば応募可能」としては欲しい。

実証試験要領には、「日排水量50m³未満を想定」とあります。施設全体の排水量が50m³/日以上であっても、その一部の排水を処理することにより施設全体に有効な結果を及ぼす技術であれば、環境保全や循環型社会の形成に有益と考えます。特にある工程排水に技術を施すことにより有価物として回収できるようなものであれば、後段の処理施設の負担は軽減されます。このように終末で処理する技術だけでなく、工程の一部に組み込む形の技術であっても応募可能な技術として採用できることで、募集技術の範囲が広がると考えます。実例として、昨年度に実証した大都技研株式会社の直江津油脂では、事業所としては50m³/日を越えていましたが、技術を導入する工程の排水量が50m³/日以下であったため実証試験を行ったケースもあります。応募の際に、現在も排水量に関する問い合わせがあり、条件付での採用する方法もあると思います。

・技術実証について

高い専門性を有する学識経験者、実証機関により、客観的な手続き、手法で実証が行われており、質の高い評価が行われていると感じています。

○対象技術分野における事業の進め方への要望・意見（手続き等に関する内容）

・実証試験後の支援について

実証試験の応募促進やメリットを具体的に見せるために、過去に実証試験をした技術を対象に具体的に問題を抱えている事業所に設置して、試験を行うフォローアップを事業として行っては如何でしょうか？

手数料徴収制になってから実証試験の応募及び実施状況には厳しいものがあります。この理由のひとつに実証申請者がメリットを感じていないことがあげられると思います。試験費用を負担し、試験結果が公表される仕組みだけと考えられ、技術のアピールとして国からのバックアップが強く求められていると感じます。しかし、その一方の考えとして、E T Vで試験したことにより、技術のアピールは環境省に求めるものではなく、実証申請者自らの努力が必要かと思います。しかしながら、E T Vの認知度が低い状況では、実証申請者のアピールにも限界があります。また、実証試験をした技術によって環境改善した例もあります。しかし、その事例の情報は事業場の個別情報であるため、あまり表に出てきません。そこで、過去の実証試験に参加した実証申請者と環境改善を行いたい事業場を公募して、環境省の事業として、モデル的に小規模事業場を改善する取り組みをしては如何でしょうか。環境省の事業として行うことで、事業場に環境改善のきっかけとE T Vに参加した実証申請者へのメリットが得られ、その効果は大きいと考えます。環境省で検討している「今後の水環境保全に関する検討会」においても未規制小規模事業場の対策には大きな課題のひとつとしてあげられていますので、この施策対応とリンクすることも関連対策となります。

この意見には、湖沼等水質浄化分野のように対象が自治体になる可能性がある分野であれば、公共的な事業として技術導入のモデル事業として可能性があるように感じます。しかし、民間事業場に導入することは、実証申請者だけでなく事業場も刺激し相乗的な効果が得られると思います。なお、事業の費用は、環境省がすべて負担することなく、事業者（ユーザーまたはメーカー）に費用に何割かの助成をする形であることでよろしいかと思います。

・手数料負担について

申請者には、手数料が過度の負担となる場合もあり、手数料が軽減されるような措置をご検討いただきたい。既存データも活用できるようになり、手数料額が軽減される場合もあるが、さらなる工夫が必要。

・ 既存データの活用の周知について

既存データの活用により実証試験が受けられることもっとアピールして欲しい。同時に実証申請者が自社でデータを取る際には、実証試験要領を活用するようにアナウンスしてほしい。

既存データの活用は、実証試験を効率化し、実証試験費用の軽減するための非常にいい制度だと思います。このことを知らないケースも多く在ります。さらに、応募検討の実証申請者のデータを見ると十分な検証を仕切れていない場合があります。既存データの活用手法として、要領を活用するようにホームページや募集要項でアナウンスしたほうが良いと考えます。なお、要領で行えば全てよいという視点ではなくデータ整理の方法論としての提案です。実際のデータの検証はもっと細かいものになりますが、これに至らないケースもあります。

・ 運営機関及び実証機関の募集等について

運営機関の契約を複数年度にして、技術募集や実証試験が十分取れるようにして欲しい。

または、前年度末に運営機関や実証機関を募集、決定してほしい。実証試験数が少なくなっていますが、応募についても厳しい状況が続いていますが事情によって辞退する技術もあるため実証試験数よりは多い数の応募があります。この辞退を食い止める必要がありますが、この原因のひとつに「タイミング」があります。これには、実証申請者の試験費用の資金調達や実証試験場所への設置時期により、その機会を逸してしまうこともあります。広く、応募に対応するために実証機関側も募集時期を長く取っていますが、運営機関や実証機関の決定とこれらに係る手続きで、応募の期間だけでなく、実証試験の期間も短くなってしまいます。意見の通り、複数年度または前年度に決定することにより、技術募集を早々に開始でき、実証試験の検討と実施にも十分な期間が取れます。（湖沼等水質浄化分野では、前年度末に次年度の実証機関を決定しています。）

○対象技術分野における事業の進め方への要望・意見（試験方法等に関する内容）

・ 実証対象技術と実証試験場の整合性について

実証対象技術が設置する事業所の排水状態に能力的に十分であるかを事前に検証することが必要と考えます。実証対象技術を導入する事業者の目的は、法的な排水基準をクリアーすることにありますので、排水の実態に合った・実態に耐えうる技術を要求しています。したがって、実証事業を行う場所を提供する所の排水実態（負荷量）を詳細に調査する必要があると思います。（新技術を開発・検証するための事業であることを承知いたしておりますが、あえて記載いたしました）

・ 実証試験項目について

連続排水の場合はサンプリング周期を排水の開始から終了まで連続して行う。実証対象技術を導入する事業者の目的は、法的な排水基準をクリアーすることにありますので、排水の実態に合った・実態に耐えうる技術を要求しています。したがって、実証事業を行う場所を提供する所の排水実態（負荷量）を詳細に調査する必要があると思います。

（新技術を開発・検証するための事業であることを承知いたしておりますが、あえて記載いたしました）

（２）実証を行った実証申請者の事業に対する貢献度等（実証によるメリット等）についての要望・意見

○実証事業、技術の普及方法等への要望・意見

・ 試験結果等の公表方法について

実証試験に参加した事業者が直接ユーザーにPRできる場を提供してほしい。さらに、学会発表や業界団体の発表にも参入できる機会を作って欲しい。数年まで行われていた「環境展」などの産業展に出展できる機会を与えて頂いたのは、企業として大きなメリットがあった。特にベンチャー企業では環境省のブースに自らの技術を出展する機会はほとんどない。過去に実証試験に参加した実証申請者から聞いている感想として、出展のブース代を持ってもらえるのは非常にありがたい、環境省の看板の下での営業は効果的であった、他の環境技術も知ることができ交流することにより互いの長所を生かした技術を考えることもできるといった感想を聞いており、実際に引合いにつながっているという。運営機関や実証機関が技術募集する上でも、有効な手段と感じる。

さらに本年度行った日本水環境学会でのETVのセッションは実証申請者にとってよい機会だと感じます。参加した実証申請者の関心や満足度も高いと聞いています。今後とも継続していただき、他の学会（土木系、建築系、メンテナンス系など）や業界団体にも広報できる機会を作って欲しい。

・ 実証試験結果の普及方策について

地方自治体（特に市町村）への広報を定期的に行い、課題解決に必要な技術検索に役立てて欲しい。自治体より、苦情や立入で問題があった事業場について、その対策を講じるに当たりETVの存在を知らないことが多い。定期的な案内をされていると聞いたことがあるが、これを継続するとともに環境担当者の教育や対応マニュアルなどへ掲載するといった対応も視野に事業の存在アピールをもっとして欲しい。

・ 実証試験結果の普及方策について

実証によるメリットをさらに高めるためにも、実証試験結果について、報道提供はもとより、都道府県や市町村等へも広く情報提供されたい。実証試験結果は、広く情報提供することにより、環境技術実証事業の普及、ひいては企業が実証申請する意欲にもつながる。

・ 環境技術実証事業の普及について

環境技術実証事業のさらなる普及を図るため、例えば、本事業に関連する団体・業界に対する働きかけなどを強化していただきたい。水処理関係の企業に本事業の説明をしても、本事業の認識は深くないと実感。

○試験結果公表方法等への要望・意見

・ 環境技術実証事業ウェブサイトについて

実証試験を行った技術の検索を充実させた E T V のホームページにしてほしい。実証した技術を紹介した際にユーザーが検索し切れなかった例が何度かあった。他の関係者からも類似の意見があり、特に技術検索については改良が必要ではなかろうか？特に 4 層程度まで深いと、（特に環境技術の知識が乏しい）ユーザーが検索するのは難しい。会議の記録等については、十分に情報もあり、検索についても不便さは感じない。

○ロゴマークのあり方への要望・意見

・ 個別ロゴマークについて

平成 21 年度からの環境省実証事業の全実証技術より、ロゴマークについて、「本技術及びその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではありません。」という記載が追記されたものに変更されたが、エンドユーザーより、「環境省で決めた環境省のロゴシールであるはずが、『環境省は保証・認証・認可等は謳わない。』では、意味がわからない。」との意見等が 30 件中 27 件あった。又、実証技術者としてもこの平成 21 年度のロゴシールを使用することで、環境省実証事業の認知、普及につながるのか疑問を呈する。

平成 22 年度実証申請者に交付された共通ロゴマーク、及び個別ロゴマークを平成 21 年度の実証技術者も利用できるように、変更した方がよい。

・ ロゴマークの普及について

本ロゴマークの付与が広く業界内外での評価につながるよう、事業の拡充、発展を図っていただきたいと思います。

○その他の要望・意見

・実証技術のアジア新興国等への市場開拓に向けた支援

本分野は平成15年度から実施され、10年近く経過しており、新たな事業支援スキームを付加することで、実証事業への参加のインセンティブを高めることが必要であり、また、我が国の優れた環境技術の海外移転の一環として、本事業の活用も考えられる。

水関連装置産業は、国内需要が鈍化傾向にあり、経済発展の著しく環境汚染が深刻なアジア新興国等へ市場開拓していくことが急務である。

環境省の環境技術実証事業に参加する企業の殆どは中小企業であり、企業単体で海外進出することが難しいことから、本事業での実証成果が海外市場展開への“登竜門”となるよう、国等が支援（協力）していくスキームを検討してはどうか。

水処理の技術ニーズは相手国の環境・産業政策によって異なることから、当面、対象国を絞って相手国ニーズ（環境省「日本モデル環境対策技術等の国際展開事業」、自治体独自の水関連国際交流事業等から得られる情報等）に即した技術シーズを抽出したうえで、分かりやすく情報加工しネットを通じて情報発信したり、対象国で実証技術のプロモーションをしてはどうか。

ステップを踏みながら進める「海外市場開拓」に向けた支援のイメージは、以下のとおり

STEP1: 海外向けウェブサイトの開設等

- ・英語版実証事業ロゴマークの作成
- ・実証企業の技術資料の英文化（相手国ニーズに即して項目等を抽出）
- ・実証装置の動画配信機能の付加（装置のイメージが把握しにくいいため、視覚的なツールを活用）
- ・海外の方の閲覧頻度の高いサイトへのリンク貼り

STEP2: 海外での実証技術のプレゼン・紹介

- ・相手国政府・研究機関との協議や交流の機会を捉えて、実証技術のプレゼン等を実施

STEP3: 海外での試験・研究機関との共同実証試験の実施

- ・相手国から関心の高い技術に対して、共同実証試験を実施。実証試験を通じて相手国政府や研究機関から一定の評価を得ることにより、市場開拓に繋げる。
（現地での試験費用の分担等の調整が必要。相手国ニーズを満たすため、場合によっては、他企業の技術と組合せた水処理システムとすることも想定される。）